



中島 征行 議員

問

行政区長からの危険箇所の整備要望についての対応は

答

現地調査の実施、対応策の検討、そして結果報告

町長

議員ご指摘のとおり一部箇所において、用地交渉が難航し工事ができていない箇所がある。

土地売買契約は、平成9年1月31日に契約が成立し、既に代金の支払いも完了し、所有権移転登記が完了している。

物件移転補償契約についても、平成9年1月31日に契約が成立し、代金の支払いも完了している。

営業補償契約は、平成9年5月29日に契約が成立して

いるが、その後、交渉相手方より、町道12号線の用地及び補償の契約について承諾できない旨の連絡があり、補償費の支払はしていない。

その後の対応については、再三にわたり交渉を実施しているが、進展なく過ぎていたので、平成16年度に新たな提案をおこない交渉を進め

町道12号線の自歩道計画が平成9年になされたが、なぜ工事ができなかつたのか。また、物件移転の補償費等の支払いはどうなつていてか。

議員ご指摘のとおり一部箇所において、用地交渉が難航し工事ができていない箇所がある。

たが、地権者との協議が不調に終わり、現在に至つては、要しかしながら、このまま放置できる問題ではないので、再度体制を整えて地権者の方に誠意をもつて交渉し、解決に向けて最善の努力をしていきたい。

また、緊急性が高く簡単に工事できるものは、直営工事で対応しているが、どうしても工事発注しないとできない要望箇所については、地元区長さんから要望があつても引き継がれている。

また、緊急性が高く簡単に工事できるものは、直営工事で対応しているが、どうしても工事発注しないとできない要望箇所については、地元区長さんから要望があつても引き継がれている。

たが、地権者との協議が不調に終わり、現在に至つては、要しかしながら、このまま放置できる問題ではないので、再度体制を整えて地権者の方に誠意をもつて交渉し、解決に向けて最善の努力をしていきたい。

また、緊急性が高く簡単に工事できるものは、直営工事で対応しているが、どうしても工事発注しないとできない要望箇所については、地元区長さんから要望があつても引き継がれている。

懸案事項等の件数、その指示系統、把握はどのように進められているか。

課長等の異動があるごとに文書で引き継ぎをする。この案件についても歴代課長の中で引き継がれている。

区長さんからの危険性を伴う箇所の要望対応について伺う。

区長さんから、道路の補修や拡幅の要望・水路の整備要望等多数、建設課へ要望書が提出されている。

昭和42年に10戸建設され40

化に対する今後の計画について伺う。

町営住宅については、

大莞校区にある雇用促進

住宅の取扱いを含め、総合的に判断していきたい。

たが、地権者との協議が不調に終わり、現在に至つては、要しかしながら、このまま放置できる問題ではないので、再度体制を整えて地権者の方に誠意をもつて交渉し、解決に向けて最善の努力をしていきたい。

たが、地権者との協議が不調に終わり、現在に至つては、要しかしながら、このまま放置できる問題ではないので、再度体制を整えて地権者の方に誠意をもつて交渉し、解決に向けて最善の努力をしていきたい。

たが、地権者との協議が不調に終わり、現在に至つては、要しかしながら、このまま放置できる問題ではないので、再度体制を整えて地権者の方に誠意をもつて交渉し、解決に向けて最善の努力をしていきたい。